

○南相馬市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例

平成18年1月1日条例第121号

改正

平成19年3月29日条例第13号

平成20年3月28日条例第12号

平成22年3月31日条例第8号

平成25年3月27日条例第7号

南相馬市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障がい者に対し医療費の一部を助成し、重度心身障がい者の健康の保持を図り、更生を援助し、その福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障がい等級が1級又は2級のもの

(2) 福島県療育手帳制度要綱(昭和49年2月1日付け49児第15号福島県厚生部長通知)に定める療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障がい程度がAのもの

(3) 身障手帳所持者であって、その障がい等級が3級(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱(ぼうこう)若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。)のもの

(4) 療育手帳所持者であって、その障がい程度がBかつ身障手帳所持者

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障がい等級が1級のもの

(6) 保健福祉手帳所持者であって、その障がい等級が2級又は3級かつ身障手帳所持者又は療育手帳所持者

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

3 この条例において「療養の給付等」とは、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給及び家族療養費の支給をいう。

4 この条例において「被保険者等」とは、医療保険各法の規定による被保険者、組合員及び被扶養者をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、療養に関し被保険者等が負担しなければならない費用であって、療養に要する費用から療養の給付等の価額（療養の給付にあつては、当該療養に要する費用から被保険者等が医療保険各法の規定により負担しなければならない一部負担金に相当する額及び保健福祉手帳所持者にあつては、精神障がい疾患による入院に係る経費を控除した額とする。）及び付加給付に相当する額を控除した額をいう。

6 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定による組合が、その規約に基づき同法の規定による保険給付に併せて行う保険給付としてのその他の給付をいう。

7 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、成年後見人その他の者で現に重度心身障がい者を扶養しているものをいう。

8 この条例において「保険者等」とは、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により医療に関する給付を行う国、地方公共団体、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合、事業団又は後期高齢者医療広域連合をいう。

（助成の対象）

第3条 重度心身障がい者の疾病又は負傷に係る療養（以下「重度心身障がい者医療」という。）の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市に登録され、現に居住している重度心身障がい者とする。ただし、次の各号のいずれかの入所、入院又は入居（以下「入所等」という。）をしている重度心身障がい者については、その者が当該入所等（継続して2以上の入所等をしている重度心身障がい者にあつては、最初の入所等）の直前に本市に住所を有した場合は、市の区域内に住所を有していなくてもこれを含めることとする。

- (1) 病院又は診療所への入院

- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設への入所(同法第27条第1項第3号又は同法第27条の2の規定による入所措置がとられた場合に限る。)
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第12項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設への入所
 - (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所
 - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4又は第20条の5に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所(同法第11条第1項第1号又は同項第2号の規定による入所措置がとられた場合に限る。)
 - (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設への入居又は同条第24項に規定する介護保険施設への入所
 - (7) 障害者総合支援法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設又は同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設(同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮を除く。)への入所
 - (8) 障害者総合支援法第5条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項に規定する共同生活援助を行う住居への入居
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、重度心身障がい者医療の助成は行わない。

- (1) 対象者の前年の所得(1月から7月までの医療行為に係る重度心身障がい者医療の助成については、前々年度の所得とする。以下同じ。)がその者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及びその数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第11項の規定により、なおその効力を有するとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第53号)第1条の規定による改正前の国民年金法施行令(昭和34年政令第184号。以下「旧政令」という。)第6条の4第1項に定める額を超えるとき。

- (2) 対象者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にあるものを含む。）又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該対象者の生計を維持するものに限る。）の前年の所得がその者の扶養親族者等の有無及びその数に応じて、旧政令第5条の4第2項に定める額以上であるとき。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるとき。
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けられる資格がありながら、その認定を受けていない者（認定を受けた後、その認定申請を撤回した者を含む。）で、一部負担金が総医療費の1割を超えるとき、又は第4条第2項の規定により算定された額がある場合において、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下この号において「政令」という。）第15条に定める額を超えるとき。ただし、総医療費の1割又は政令第15条に定める額は、助成するものとする。
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定に基づく被支援者で、同条第2項第3号の給付を受けるとき。

（助成金の支給）

第4条 市長は、重度心身障がい者医療に関し療養の給付等が行われた場合において、被保険者等が重度心身障がい者医療に係る一部負担金を支払わなければならないときは、当該一部負担金に相当する額（以下「助成金」という。）を当該重度心身障がい者又は保護者（以下「重度心身障がい者等」という。）に対して支給するものとする。

2 前項の一部負担金に保険者等が負担すべき高額療養費があるときは、規則で定めるところにより算定した額を支給するものとする。

3 医療保険各法以外の法律の規定に基づく重度心身障がい者医療に関する給付（以下「他の法令に基づく給付」という。）が行われる場合における第1項の一部負担金の算定は、当該他の法令に基づく給付の価額に相当する療養の給付等が併せて行われたものとみなして行うものとする。

（助成金のみなし支給）

第5条 市長は特別な理由があると認めた場合において、前条第1項の規定にかかわらず、重度心身障がい者等に対して支給すべき助成金に相当する額を、重度心身障がい者医療を

取り扱った病院、診療所又は薬局（以下「医療機関」という。）に対して、当該重度心身障がい者等に代わり、支給することができる。この場合、当該医療機関に対して支給する助成金に相当する額の限度において、当該重度心身障がい者等に対して助成金を支給したものとみなす。

（付加給付がある場合の助成の方法の特例）

第6条 市長は、重度心身障がい者医療について付加給付がある場合における助成金の支給の方法については、第4条第1項の規定にかかわらず、当該付加給付を行う者との協議により、別に定めることができる。

（受給者の資格認定）

第7条 重度心身障がい者医療費の助成を受けようとする者は、重度心身障がい者医療費受給資格認定申請書により市長に申請して資格の認定を受けなければならない。

2 前項の申請には、被保険者等が医療保険各法の規定により交付された被保険者証又は組合員証を添えてしなければならない。

（受給資格者証の交付）

第8条 市長は、前条の規定により資格の認定の申請があった場合において、当該重度心身障がい者がこの条例による重度心身障がい者医療費の助成を受ける資格があると認めた者（以下「受給資格者」という。）を登録し、重度心身障がい者医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。

（受給資格者証の提示）

第9条 受給資格者は、療養の給付を受けようとするときは、医療機関に受給資格者証を提示しなければならない。

（受給資格者証の再交付）

第10条 受給資格者は、受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、市長に申請して再交付を受けなければならない。

（受給資格者証の返還）

第11条 受給資格者は、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

（届出の義務）

第12条 受給資格者は、重度心身障がい者医療費受給資格認定申請書に記載した事項について変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第13条 受給資格者は、受給資格の権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(第三者の行為による助成金の返還)

第14条 市長は、受給資格者が第三者の行為により疾病にかかり、又は負傷した場合において、当該第三者から当該疾病又は負傷につき損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額を限度として助成金の返還を求めることができる。

(不正行為による助成金の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正行為によって助成金の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小高町重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和58年小高町条例第3号）、鹿島町重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和49年鹿島町条例第29号）又は原町市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年原町市条例第32号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の医療行為に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の医療行為に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南相馬市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成については、この条例の施行の日以後の診療について適用し、同日前の診療については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月27日条例第7号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。